

札幌市移動支援事業実施要綱

(平成 18 年 9 月 26 日 保健福祉局理事決裁)

最近改正：令和元年 9 月 18 日

(目的)

第 1 条 本事業は、単独では外出困難な障がい者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出（以下「社会生活上必要不可欠な外出等」という。）をする際の移動の介護（以下「移動支援」という。）に要した費用の一部（以下「移動支援費」という。）を支給し、もつて障がい者（児）の自立と社会参加を促進することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この要綱による移動支援費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する在宅の障がい者又は障がい児の保護者（以下「障がい者等」とする。）とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく介護給付等において移動の支援に係る給付を受けることができる範囲内において移動支援費は支給しないものとする。

2 第 1 項の規定にかかわらず、本市が実施主体となっており、医療機関に入院している者又は法に基づく療養介護の支給決定を受けた者については、対象者とすることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、法における住所地特例の適用を受け、本市が実施主体となっている者については、対象者とするすることができる。

4 第 1 項の規定にかかわらず、法における住所地特例の適用を受け、他市町村が実施主体となっている者については、対象者としなないことができる。

(支給の範囲等)

第 3 条 第 1 条に規定する社会生活上必要不可欠な外出等とは、別表 1 に掲げるものとする。

2 サービス内容は次に掲げるもののうち、必要と認められるものとする。

(1) 移動の介助

(2) 外出に伴い、必要と認められる身の回りの介護

3 本事業によるサービスの類型については、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 個別支援型 1 名の障がい者（児）に対しサービスが提供されるもの

(2) グループ支援型 複数の障がい者（児）に対し、同時にサービスが提供されるもの

(申請)

第 4 条 移動支援費の支給を行う旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けようとする障がい者等は、次の各号の書類を障がい者等の居住地を管轄する区の保健福祉部長に提出するものとする。

(1) 申請書（介護給付費等に係る支給決定等事務の手引き様式 2-1（18 歳以上）及び様式 2-2（18 歳未満）をいう。なお、第 7 条に規定する支給決定の変更の申請にあたっては、同様式 16-1（18 歳以上）及び様式 16-2（18 歳未満）を提出するものとする。）

(2) 支給開始の属する年度分（ただし、支給開始が 4 月から 6 月であるときは前年度分）の本人及び世帯員の市町村民税等の額を証明できるもの

(支給要否決定)

第 5 条 保健福祉部長は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る障がい者等の障害の程度等を勘案して、移動支援費の支給の要否の決定を行うものとする。

2 保健福祉部長は、支給決定を行う場合には次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 移動支援費を支給する期間

(2) 1 ヶ月あたりの移動支援の支給量

(3) その他移動支援費の支給に必要な事項

3 保健福祉部長は、支給決定を行ったときは、当該支給決定障がい者等（以下「支給決定障がい者等」という。）に対し、決定通知書（様式 1）及び受給者証（様式 2）を対象者に

交付し、申請を却下することを決定した者については却下通知書（様式3）を交付するものとする。

（支給決定の有効期間）

第6条 支給決定は、支給決定の有効期間内に限り、その効力を有する。

（支給決定の変更）

第7条 支給決定障がい者等は、現に受けている支給決定に係る支給量等を変更する必要があるときは、保健福祉部長に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。

2 保健福祉部長は前項の申請があったときは、当該申請に係る障がい者等の障害の程度等を勘案し、支給決定障がい者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。

3 保健福祉部長は前項の規定により、支給決定の変更の決定を行う場合には当該決定に係る支給決定障がい者等に対し、受給者証の提出を求め、受給者証に当該決定に係る事項を記載して返還するとともに変更通知書（様式4）を交付し、変更申請を却下することを決定した者については却下通知書を交付するものとする。

（支給決定の取消し）

第8条 保健福祉部長は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。

（1）支給決定障がい者等が、移動支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。

（2）支給決定障がい者等が、支給決定の有効期間内に、他市町村に居住地を有するに至ったと認めるとき（第2条第2項を適用する場合を除く）。

（3）支給決定障がい者等が、申請に関し虚偽の申請をしたとき。

2 保健福祉部長は、前項の規定により、支給決定の取消しを行ったときは、支給決定障がい者等に対し、取消通知書（様式5）を交付するとともに受給者証の返還を求めるものとする。

（移動支援費）

第9条 市長は、支給決定障がい者等が支給決定の有効期間内において、市長が登録する移動支援事業を行う者（以下「登録事業者」という。）から移動支援を受けたときは、当該支給決定障がい者等に対し、当該移動支援（支給量の範囲内のものに限る）に要した費用について、移動支援費を支給する。

2 移動支援を受けようとする支給決定障がい者等は、登録事業者に対して、受給者証を提示して当該移動支援を受けるものとする。

3 移動支援費の額は、移動支援に通常要する費用について、市長が別に定める基準により算定した額に別表2に定める割合を乗じた額に相当する額とする。

4 支給決定障がい者等が登録事業者から移動支援を受けたときは、市長は、当該支給決定障がい者等が当該登録事業者に支払うべき当該移動支援に要した費用について、移動支援費として当該支給決定障がい者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障がい者等に代わり、当該登録事業者を支払うことができる。

5 前項の規定による支払があったときは、支給決定障がい者等に対し移動支援費の支給があったものとみなす。

6 市長は、登録事業者から移動支援費の請求があったときは、その内容を審査の上、支払うものとする。

7 その他登録事業者に関する事項は別に定めるものとする。

（譲渡又は担保の禁止）

第10条 この要綱による移動支援費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（移動支援費の返還）

第11条 偽りその他の不正行為によって、この要綱による移動支援費の支給を受けた者があるときは、保健福祉部長は、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請及び第5条の規定による支給決定等の行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 施行日において現に法附則第5条の規定により介護給付費（外出介護に該当するものに限る）の支給の決定を受けている障がい者等については、施行日に、第4条第1項の規定による支給決定を受けたものとみなすことができる。ただし、この場合において第2条に定める対象者である場合に限る。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月17日から施行し、平成22年2月1日以降のサービスの利用に適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年9月29日から施行し、平成23年10月1日以降のサービスの利用に適用するものとする。
- 2 平成23年9月30日現在において、視覚障がいにより移動支援の支給決定を受けている者で、区保健福祉部長が真にやむを得ない事情があると認める場合に限り、平成23年10月31日までにおいて、個別支援型による支給を受けることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行し、平成24年4月1日以降のサービスの利用に適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成25年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月18日から施行し、令和元年10月1日以降のサービスの利用に適用するものとする。

(別表1) 支給対象となる外出の範囲等

事由	外出内容	外出先の例
社会通念上外出が必要不可欠と認められる場合	行政機関等に関わる手続き、相談等	市役所、区役所、裁判所、警察署等の官公庁
	医療機関への受診、出産・入退院等の手続き、相談等	病院、診療所、保健センター
社会参加促進の観点から、日常生活上外出が必要な場合	文化施設等の利用	美術館、映画館、コンサート会場
	体育施設等の利用	体育館、競技場、プール
	観光施設等の利用	動物園等
	買物	商店、デパート等
	理容・美容・着付け	理容院、美容院
	冠婚葬祭	結婚式、葬式、法事等の会場
	金融機関の利用	銀行、郵便局等
	国、道、市、区主催の研修・講座・訓練・見学等各種行事への参加 障がい者団体等の主催する福祉大会等への参加	政策提言サポーター懇談会等

(別表2)

	支給割合
(1) 生活保護法による被保護者	サービスの提供にかかる費用の100%
(2) 市町村民税非課税世帯の者	
(3) サービス利用児童の委託を受ける里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者	
(4) 保健福祉部長が特に必要と認める者	
その他の者	サービスの提供にかかる費用の90%

備考

- この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む）をいう。
- この表において「世帯」とは住民基本台帳上の世帯をいう。ただし、給付を受けようとする障がい者本人が18歳以上の場合は、本人及び住民基本台帳上の同一世帯員である配偶者に限るものとする。
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付受給世帯の所得区分認定については、この表中の生活保護法における被保護者とみなして取扱う。

4 地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と、同項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に、同法 295 条第 1 項の規定により上記 1 の市町村民税が課されないこととなる世帯においては、この表における市町村民税非課税世帯として取扱う。